

**5台以上の自家用自動車またはマイクロバス
を使用の事業所等は **安全運転管理者** の選任が必要です。**

❖ **安全運転管理者・副安全運転管理者とは**

- 安全運転管理者
 - ① 事業所内の運転者・自動車の管理をするとともに、運転者の安全運転について指導教育する仕事
 - ② 年齢20歳（副安全運転管理者を選任しなければならない事業所は30歳）以上で、自動車の管理経験2年以上の者
 - 副安全運転管理者
 - ① 安全運転管理者を補助し、事業所内の一定の車両・運転者の安全運転を教育指導する仕事
 - ② 年齢20歳以上で自動車の管理経験が1年以上又は運転経験が3年以上の者
- (注) 自動車の管理経験年数が足りない場合は、あらかじめ公安委員会の資格認定を受けなければなりません。

❖ **安全運転管理者をおかなければならないところ**

- 自動車5台以上[自動二輪車・1台を0.5台として計算(原付は含まない)]
 - 乗車定員11人以上のマイクロバス1台以上
 - 自動車運転代行業者は、営業所ごとに
- } の自家用車を使用している
会社・工場・商店などの事業
所・支店・営業所ごとにおく。

❖ **副安全運転管理者をおかなければならないところ**

- 20台以上の自家用自動車を使用している事業所
- 安全運転管理者とは別に副安全運転管理者を選任する。
- 20台ごとに1人 (例 20～39台＝1人 40～59台＝2人 60～79台＝3人 80～99台＝4人)
- 自動車運転代行業者は営業所ごと10台以上 (例 10～19台＝1人 20～29台＝2人 30～39台＝3人)

❖ **安全運転管理者等の届出の仕方**

- 安全運転管理者・副安全運転管理者を選任した場合は **15日以内に公安委員会（警察署）へ届出**ることが法律で定められている。
選任しなかったり、届出を怠ると処罰(5万円以下の罰金)の対象となります。(道路交通法第74条の3、第120条、第121条)
 - 届出に必要な書類
 - ① 選任届出書(注1)
 - ② 運転の管理に関する経歴書又は運転に関する経歴書(注1)
(安全運転管理者の届出時には運転の管理に関する経歴書が必要となります。)
 - ③ 履歴書(注1)
 - ④ 運転記録証明書(注2)
(自動車安全運転センターで1ヶ月以内に発行されたもので、過去3年の記録が証明されるもの)
 - ⑤ 個人番号の記載のない住民票の写し(コピー不可)
・個人番号の記載がある場合には消してください。
- (注1) ①～③の用紙は、静岡県警察ホームページ上の、『安全運転管理者制度』からダウンロードできます。
各警察署(交通課)にも準備してあります。
- (注2) ④の申込用紙は各警察署(交通課)及び各交番に準備してあります。(ダウンロードはできません。)

❖ **変更届等が必要なとき**

- 選任済みであっても次の場合などには届出が必要になります。
 - ① 社名(名称)が変わったとき。
 - ② 所在地(位置)が変わったとき。
 - ③ 車両台数が変わったとき。

❖ **その他**

- 選任や届出などご不明な点は、警察署(交通課)にお尋ねください。